

鎌 地 共 第 249 号  
令和4年(2022年)5月2日

鎌倉地区 自治・町内会長 各位

鎌倉市共生共創部地域共生課担当課長

「携帯電話基地局の設置に関するお知らせ」に関する資料の送付について

日頃より、本市市政運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、携帯電話等中継基地局は、設置場所の地権者と携帯基地局を設置しようとする事業者の合意(契約)によって設置されるものですが、周囲に説明のないまま設置計画が進み、住民とトラブルとなる事例が生じています。

このため、本市では住民の方々と事業者とのトラブルの未然防止のため「鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例」を運用しており、本条例において、携帯電話等中継基地局の設置等の計画があった場合、事業者は計画区域内の地縁団体(自治・町内会)代表の方及び近接住民の方に説明を行い、必要であれば住民説明会を開催し、住民の皆様の理解を得るよう求めているところです。

この取扱いにつきまして、別紙のとおり「携帯電話基地局の設置に関するお知らせ」を送付いたします。

市では、今年度も事業者に対し、近接住民や地縁団体(自治・町内会)代表の方、住民の方々へ丁寧な説明に努めるよう強く指導を行ってまいります。

自治・町内会長の皆様におかれましては、住民説明会が必要となった場合、事業者との連絡について御対応いただけますよう、何卒、よろしくお願いいたします。

御不明な点等ございましたら、お手数をおかけしますが、下記担当まで御連絡ください。よろしくお願いいたします。

事務担当は、くらしと福祉の相談担当

矢作・堀河

0467-23-3000(内線2660)

## 携帯電話等中継基地局の設置等に関するお知らせ

携帯電話等中継基地局は、設置場所の地権者と携帯基地局を設置しようとする事業者の合意(契約)によって設置されるものですが、周囲に説明のないまま設置計画が進み、住民とトラブルとなる事例があります。

このため、市では、住民の方々と事業者との紛争の未然防止のため「鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例」を運用しています。

本条例では、携帯電話等中継基地局が計画された場合、設置場所の近接住民や地縁団体(自治会・町内会)の代表の方へ事業者が工事の概要を説明し、周知を行い、理解を得るよう求めています。

また、地縁団体から説明会の開催を要望された場合は、事業者は、開催日時、場所等について配慮した上で、説明会を開催するよう規定しています。

近年、携帯電話事業者の新規参入等により設置件数が急増しており、これに伴い住民トラブルも増えています。

市では、住民とのトラブルを未然に防止するため、事業者に対して、近接住民や地縁団体の代表の方、住民の方々への丁寧な説明に努めるよう引き続き強く指導を行ってまいります。

自治・町内会長の皆さまにおかれましては、本条例の趣旨を御理解いただき、今後とも住民トラブルの未然防止のため、説明会の開催等が必要となった場合は、事業者と開催について調整していただけますよう、よろしくお願いいたします。

## 【鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例】

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例及び施行規則は、アンテナ等の中継基地局設置時における市民と事業者の紛争の未然防止を目的として平成22年4月1日に施行されました。

本条例(第4、5、7条)では、携帯電話等の事業者が市内でアンテナ等の中継基地局を設置しようとするときには、事前に計画概要を、基地局の高さの2倍の範囲(建築物に設置する場合は地上からの高さの2倍且つ建築物の敷地に隣接する範囲)の近接住民に説明すること、また、近接住民が属する地縁団体(自治会・町内会)を代表する者に説明し周知に努めること、また事業者及び近隣住民は紛争の防止に努めることを規定しています。

また、本条例施行規則(第4条、第5条)では、近接住民や地縁団体の代表者への説明は、原則として訪問することにより行うことを定め、事業者は地縁団体から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催することを規定しています。

※この条例は、携帯電話の中継基地局の設置を規制したり、許可不許可を判断するものではありません。

《問い合わせ先》

鎌倉市共生共創部地域共生課

電話 0467-23-3000(内線2660)

【裏面にフロー図があります】

# 鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例手続きの流れ

## ●条例の目的

(条例第1条)

携帯電話等中継基地局の設置等に伴う住環境をめぐる紛争が生じていることにかんがみ、事業者が近接住民等に対し事前に携帯電話等中継基地局の設置等について説明する責任を明確にし、もって市民と事業者との紛争を未然に防止すること。

(条例第6条)

設置等工事着手の60日前までに、携帯電話等中継基地局設置等計画届出書(第1号様式)を市に提出

(条例第7条)

### 近接住民への説明

基地局の高さの2倍の範囲  
(建物に設置の場合は2倍の範囲であって建築物の敷地に隣接する者)

【説明内容】

- 設置等の工事の計画の概要
- ① 設置計画の内容
  - ② 電波に関する事項
  - ③ 工事中の安全対策

(条例第7条)

### 地縁団体を代表する者に説明

近接住民の属する地縁団体の代表者

【説明内容】

設置等の工事の計画の概要

- ① 設置計画の内容
- ② 電波に関する事項
- ③ 工事中の安全対策

概要説明、周知に必要な資料の提供  
(必要に応じ)

(条例第7条)

地縁団体に説明会の要望を確認

要望あり

要望なし

60日

(条例第7条)

近接住民説明実施報告書  
(第2号様式)を市に提出

(条例第7条)

地縁団体への説明会開催  
後の翌日から起算して  
10日以内に地縁団体説  
明実施報告書(第3号様  
式)を市に提出

(条例第7条)

地縁団体説明実施報告書  
(第3号様式)を市に提出

(条例第8条)

報告書の開示  
(報告書の開示を当該近接住民  
から求められたとき)

(条例第8条)

一般の閲覧  
(説明会を開催した翌日から起算して21日を経過する日まで一  
般閲覧ができます)

設置等の工事の着手

基地局の使用を開始した場合は、携帯電話等中継基地局使用開始届出書(第5号様式)を市に提出

※計画を取りやめようとするときは、携帯電話等中継基地局設置等計画廃止届出書(第4号様式)を市に提出